

審議チームの設置について（案）

平成 19 年 11 月 9 日
総合海洋政策本部決定

1. 「総合海洋政策本部の運営について（平成19年7月31日総合海洋政策本部決定）」の「3. 特定の事項の審議について」の規定に基づき、関係する総合海洋政策本部（以下「本部」という。）の構成員による特定の事項を審議することを目的として、本部に審議チームを設置する。

2. 審議チームの名称及び審議の内容は、次のとおりとする。

法制チーム	総合的な海洋施策に係る法制の整備方針
境界海域チーム	重要な海洋施策の調整方針

3. 審議チームの座長（以下「座長」という。）及び審議チームの構成員（以下「構成員」という。）は、それぞれ、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認める場合は、構成員を追加し、追加した構成員を本部で公表するものとする。

法制チーム	
座長	海洋政策担当大臣（国土交通大臣）
構成員	内閣官房長官 法務大臣 外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 防衛大臣

境界海域チーム	
座長	海洋政策担当大臣（国土交通大臣）
構成員	内閣官房長官 外務大臣 文部科学大臣 農林水産大臣 経済産業大臣

4. 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

5. 審議チームに審議チーム幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。幹事会は、関係行政機関の職員をもって構成し、それぞれ、別紙のとおりとする。

6. 審議チームの庶務は、内閣官房総合海洋政策本部事務局において処理する。

7. 前各項に定めるもののほか、審議チームの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

審議チーム幹事会

法制チーム幹事会

座 長 内閣官房副長官補（内政）

構成員 内閣官房副長官補（外政）
内閣官房総合海洋政策本部事務局長
法務省刑事局長
外務省経済局長
農林水産省水産庁長官
経済産業省資源エネルギー庁長官
国土交通省総合政策局長
国土交通省海上保安庁長官
防衛省運用企画局長
その他座長が指名する関係局庁の長等

境界海域チーム幹事会

座 長 内閣官房副長官補（外政）

構成員 内閣官房副長官補（内政）
内閣官房総合海洋政策本部事務局長
外務省経済局長
文部科学省研究開発局長
農林水産省水産庁長官
経済産業省資源エネルギー庁長官
国土交通省総合政策局長
国土交通省海上保安庁長官
その他座長が指名する関係局庁の長等

(参考)

審議チームにおける当面の課題

1 . 法制チーム

我が国周辺海域における法執行体制の整備

我が国 E E Z 等における調査への対応

海賊に対する取締り

2 . 境界海域チーム

周辺諸国海洋当局との連携強化

E E Z 内海洋調査の推進

大陸棚調査対策の推進

海洋調査データの一元化